

平成 28 年度沖縄文化活性化・創造発信支援事業

募集要領（一般提案事業公募《二次募集》）

応募締切：2016 年 7 月 8 日（金）正午必着

1. 事業の概要	p.2
2. 応募者の資格	p.4
3. 募集する提案（二次募集）	p.5
4. 選定にあたっての評価の観点（二次募集）	p.6
5. 補助対象期間	p.7
6. 補助対象費用	p.8
7. 補助対象経費の範囲	p.8
8. 実施体制	p.9
9. 応募に際しての必要書類	p.9
10. 応募締切・提案書類提出方法	p.10
11. 応募後の手続きとスケジュール	p.10
12. 実績報告及び補助金の支払い等について	p.11
13. その他の留意事項	P.11

平成 28 年度沖縄文化活性化・創造発信支援事業

募集要領（一般提案事業公募《二次募集》）

公益財団法人沖縄県文化振興会（以下「文化振興会」という。）では、沖縄県からの委託事業として、平成28年度「沖縄文化活性化・創造発信支援事業」の公募（一般提案事業公募《二次募集》）を実施いたします。当事業に係る事業計画を以下の要領で広く募集します。

1. 事業の概要

(1) 目的

本県の多様で豊かな文化の活性化や、芸術文化の創造・振興・発信の一層の推進を支援するため、様々な分野の芸術文化活動、地域の文化資源を活用した取り組みや、アートマネジメントを含む広く“沖縄文化”^{*1}の担い手の育成などの県内文化関係団体による自主的な取り組みに対して支援することにより、県内文化関係団体の育成に資することを目的とします。

補助事業者に対しては、事業評価システムを導入し、事業内容及び事業者の実施体制に対して、随時、定量的・定性的評価を行い、補助事業の成果の充実や補助事業者である県内文化関係団体の持続発展に向けた効果的な支援（アーツカウンシル機能^{*2}の実施）を行います。

*1 “沖縄文化”とは・・・芸能、演劇、音楽、舞踊、美術、デザイン、工芸、言語文化（しまくとぅば）、コンテンツ関連産業（映像、アニメ、ゲーム、ウェブ等）、伝統武道等の広義の文化分野を含むものとしています。

*2 アーツカウンシル機能とは・・・行政と距離を置いた専門家（アドバイザーボード、チーフプログラムオフィサー[CPO]、プログラムオフィサー[PO]）による第三者機関（公益財団法人沖縄県文化振興会）が支援対象を審査・選定し、その支援先の事業活動を支援・評価すること。

(2) 事業の仕組み

事業の仕組みは、以下の通りです。

① 公募

文化振興会は、補助対象事業を公募します。

② 応募

補助を希望する事業者は、文化振興会に補助金に係る事業計画及び中長期活動方針・計画を提出します。

③ 通知

文化振興会は、CPO（チーフプログラムオフィサー）及びPO（プログラムオフィサー）による資格審査（資格については後述）及び、アドバイザリーボード（沖縄文化及び芸術文化、アートマネジメントにかかる有識者等で構成）による審査を経て、採択、又は不採択を決定し、その結果を通知します。

※CPO・POによる事前ヒアリングを実施する場合があります。

④ 交付申請

採択された事業者は、県へ補助金交付申請書を提出します。

⑤ 交付決定

事業者は、県からの交付決定後（交付決定日含む）から事業を開始できます。

⑥ 支援 / PDCA

採択事業の実施期間中は、CPO・POをはじめとする文化振興会が、随時ハンズオン支援を行い、適切な助言等を行うとともに事業評価システムを導入、文化振興会の要請に応じて適宜、進捗に関して、1ヶ月に1回程度報告を行うこととします。

※「ハンズオン支援」とは、組織運営や普及啓発等を含む沖縄県内の文化関係団体のスキルアップやノウハウの蓄積を目的とした支援のことであり、本事業においては、CPO及びPOが随時採択事業者に対して行っていきます。

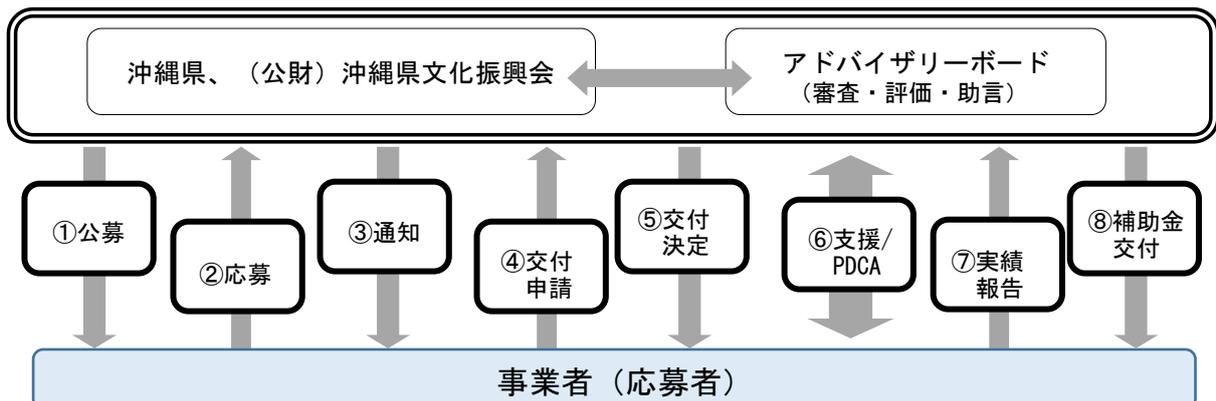
⑦ 実績報告

事業終了後、14日以内に事業者は県に事業の実績報告を行います。

但し、平成29年2月28日（火）まで事業を実施した場合は3月6日（月）までに文化振興会へ提出し、補助金額の確定後、3月13日（月）までに県へ精算払請求書とともに提出するものとします。なお、3月中旬に事業報告会（一般公開）を開催します。

⑧ 補助金交付

補助金の交付は、⑦の実績報告に基づき、精算払いを行います。なお、補助金の交付は沖縄県から行われます。概算払いを認める場合もありますので、事前にご相談ください。



2. 応募者の資格

応募者は、次の全ての資格（①～⑥）を満たしていることが必要です。なお、応募の要件に適合しないと判断された場合は、審査の対象とならない場合もあります。

- ① 沖縄文化の創造・振興・発信に取り組み、県内に事業所を有する民間企業、NPO 法人、学校法人等の法人格を有する団体であること。
団体、協議会、実行委員会等の任意団体の場合であって、複数の主体により構成される場合においては、構成メンバーの内、代表団体が法人格を有していることとします。
なお、その場合においては、補助金交付先となる代表団体及び協議会、実行委員会等の規約（意思決定方法、会計管理方法等を含む）、役割分担等を応募時に明らかにすること。
代表団体及び構成メンバーのいずれも法人格を有しない場合においては、事業期間中の法人化を前提として採択される場合もあります。
ただし、補助金交付決定までに法人化の目処が立たない場合、補助金交付を行わない場合もあります。
- ② 補助対象事業が、沖縄県及び県内市町村の「沖縄振興一括交付金」を含む国、県、市町村及び公的財団などからの助成金または補助金等を受けていないこと。
- ③ 補助対象事業を的確に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な財務的処理能力を有していること。
- ④ 補助対象事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。事業期間中に法人化をめざす事業者においては、今後の事務局体制の整備が見込めること。
- ⑤ 国税、県税、市町村税を滞納していない者であること。
- ⑥ 事業関係者に暴力団関係者を有していないこと。

3. 募集する提案（二次募集）

本事業は、公募により広く企画の提出を求める「企画競争」として提案を募集し、提案内容の審査を行った上で選定された提案内容の事業化のための費用を提案者に支援するものです。以下の事項に留意のうえで提案を行ってください。

なお、一事業者一提案とし、一事業者が複数採択されることはありません。

(1) 応募事業

継続的かつ長期的に県内文化関係団体の育成に資する取り組みや事業として、下記の区分に応じた事業を公募します。

①文化芸術の継承・普及啓発を行う上での課題解決に取り組む事業

文化芸術の継承・普及啓発を行う上での課題解決に取り組むものであり、課題解決を通じて幅広く県民への文化芸術の体験機会拡充及び理解促進、沖縄文化の普及啓発等につながることを期待されるもの。主に以下の課題の解決に向けた事業を対象とする。

- ア) 文化芸術の魅力の発信による賛同者・愛好者の獲得に向けた課題
- イ) 県内実演家の置かれている現状把握に基づく、次代の継承へ向けた課題
- ウ) 文化芸術の県内での普及・推進を図る上での課題
- エ) 文化芸術の記録、保存に関する課題

②社会的課題に取り組む事業

県内における地域や社会的課題に向き合い、文化芸術の社会的な役割を明確にしながら行う事業。特に、福祉、教育等、他領域の事業者と連携して取り組む等、課題解決に向けて地域の文化資源を活用する仕組みの構築等、意欲的な試みがみられるもの。また、文化芸術を核としたあたらしい社会関係の構築や社会参画の仕組みづくりに寄与するなど、文化芸術の社会的な役割の創出拡大に資するもの。主に以下の事業を対象とする。

- ア) 文化芸術にアクセスしづらい状況にある者への文化芸術経験を豊かにするための取り組み
- イ) 子どもの貧困等、県内の社会的課題に関する取り組み
- ウ) 地域コミュニティの形成・活性化等に寄与する取り組み
- エ) 文化芸術を通じた社会参画の仕組みづくりに関する取り組み

《対象とならない事業の例》

以下の事業等については、対象となりませんので、ご注意ください。

- ・ 一過性のイベント事業。土台・仕組みづくりに寄与する見込みがなく、また、継続性の担保がみられないもの。
- ・ 自社事業の延長であり、新しい取り組みがみられないもの。
- ・ 県内の他の芸術文化関連事業者等にノウハウ等の共有化（オープンソース化）が見込めないもの。
- ・ 宗教的又は政治的な宣伝、主張を目的とするもの。

(2) 対象となる文化芸術の分野

芸能、演劇、音楽、舞踊、美術、デザイン、工芸、言語文化（しまくとぅば）、コンテンツ関連産業（映像、アニメ、ゲーム、ウェブ等）、伝統武道等の広義の文化分野。

(3) 数値目標等の設定

事業の実施効果を把握するため、数値目標等効果測定が可能な指標（誘客数、経済効果、雇用人数等）を設定し、その測定方法も明らかにしてください。

4. 選定にあたっての評価の観点（二次募集）

補助対象事業選定にあたっての評価の観点は、以下の 8 項目とします。但し、本事業の目的と照らし合わせた「総合的な判断」により審査します。なお、補助対象事業の選定は、文化関係団体の成長・成熟段階に応じて、予算の範囲内での採択を予定しています。

- ・ **固有性・新規性**：県内の豊かな歴史文化資源を活用するなど、固有の沖縄文化の保存・継承、新たな沖縄文化の創造・育成につながる取り組みであること。沖縄文化の創造・発信に寄与する新規性が取り組み自体に認められること。
- ・ **課題把握の適正性**：①文化芸術の継承・普及啓発に対する課題または、②社会的な課題に対する洞察が深く、的確な課題把握がなされていること。また、次の展開へとつながる道筋が示されており、課題解決に向けた手立て、効果検証の方法が適切なものであること。
- ・ **実現性**：応募内容の実施に必要な人員、組織体制が組み立てられており、予算計上が妥当であること。あわせて事務・会計業務等必要な業務を適切に実施できること。また、事業を遂行するために必要となる経験、実績又は連携がはかられていること。
- ・ **持続性・継続性**：一過性の取り組みに終わることなく、収益や集客力の確保、新たな取り組みを持続する仕組みづくりなど、持続性・継続性の高い取り組みであること。また、そのための仕組み、基盤づくりに取り組もうとするものであること。あわせて県内の人材が主体的に取り組む事業であること。
- ・ **人材育成**：アートマネジメント人材等、芸術文化の担い手・継承者の育成に寄与する取り組みであること。育成された人材がプロフ

ェッションナルとして持続的に活動できる教育的訓練が経験できる場であること。

- ・ **発信力** : 沖縄文化を発信し、国内外に普及啓発（アウトリーチ）する取り組みであること。あるいは、地域及びコミュニティにおける芸術文化として県民、地域住民等に普及啓発する取り組みであること。
- ・ **波及性** : 地域及び他分野との連携等が認められ、県内の芸術文化環境・基盤づくり、また、産業振興、福祉、観光振興等、その他の政策課題への波及効果がある取り組みであること。特に、取り組み自体がモデル的事業となる取り組みであること。
- ・ **総合評価** : 本事業（沖縄文化活性化・創造発信支援事業）の趣旨を踏まえた効果的な実施が可能であること。

5. 補助対象期間

補助対象期間は、平成 28 年度内（補助金交付決定日～平成 29 年 2 月 28 日（火））とします。文化振興会の要請に応じて適宜、進捗に関して 1 ヶ月に 1 回程度、報告を行うとともに、実績報告は事業終了後 14 日以内に県へ提出するものとします。但し、2 月 28 日（火）までの事業については、3 月 6 日（月）までに文化振興会へ提出し、補助金額の確定後、3 月 13 日（月）までに県へ提出します。また、補助金を平成 29 年度に繰り越すことはできません。

6. 補助対象費用

(1) 補助率

補助率は、事業費（補助対象経費）の9/10以内とします。

(2) 1年間における補助金額の上限

支援対象事業	上限
① 文化芸術の継承・普及啓発を行う上での課題解決に取り組む事業	250万円以内
② 社会的課題に取り組む事業	500万円以内

7. 補助対象経費の範囲

《対象となる経費》

ソフト面の経費（提案された事業の実施に際し直接必要とされるものに限る）

【例】出演料、舞台監督料、講師謝金、旅費、会場使用料、会場設営費（イベント等開催のための一時的な設営）、栈敷席等賃借料、衣裳・楽器等レンタル料、クリーニング代、プロモーション経費、ポスター・チラシ等の印刷製本費、ホームページ制作委託費 等

《対象とならない経費》

ハード整備に係る経費（いわゆる施設整備などは対象外。機器については、事業期間内に減価償却が終了しないものは対象外とします。）

【例】イベント会場の改築費、ステージ設営に係る原材料購入費、栈敷席購入費、機器整備費 等
費目については変更することはできません。詳細については、沖縄県文化振興会ウェブサイト (<http://okicul-pr.jp/>) の『沖縄文化活性化・創造発信支援事業実施にかかる手引き—平成28年度版—《二次募集事業者用》』をご参照ください。

8. 実施体制

- ① 企画提案に基づく取り組みは、原則として提案者が自ら行うこととします。また、事業責任者及び担当者の体制を明らかにすることとします。
- ② 提案者以外の者に取り組みの一部を委託する場合、原則として応募時に委託部分を明らかにすることとします。
- ③ 実行委員会、協議会等の複数事業者による提案も可能ですが、その場合、応募の際に提示した構成員の役割分担の範囲内で委託することができることとします。

9. 応募に際しての必要書類

応募に際しては、記入要領に従い、別途提示する様式に簡潔・明瞭に記入の上、提出してください。(A4 サイズの用紙に 10 ポイント以上の文字で記載すること。)

以下の全ての様式については、(公財) 沖縄県文化振興会ウェブサイトからダウンロードできます。

(公財) 沖縄県文化振興会 <http://okicul-pr.jp/>

また、参考資料や根拠資料の提出も可としますが、選定にあたっての審査は様式に記載された内容により行います。

(1) 様式 1 (Word 形式) :

提案事業名、補助事業に要する経費(総額)、補助対象経費、補助金交付希望額、担当者連絡先を記載すること。

(2) 様式 2-1 (Word 形式) :

提案事業名、事業者名、事業実施地域、事業類型、提案をする理由、事業目的、提案事業の公的ミッション、提案事業の達成される目標/数値目標および内容、人員体制、支援・協力してもらいたい機関・団体等について記載すること。

(3) 様式 2-2 (Word 形式) :

平成 28 年度に実施しようとする取り組みについて記載すること。

(4) 様式 3 (Excel 形式) :

平成 28 年度に実施しようとする新たな取り組みに係る必要経費の概算について記載すること。税抜での記載を行うこと。

(5) **様式4 (Word形式) :**

提案者の概要。実行委員会、協議会等の複数事業者での提案の場合は、全ての事業者（任意団体も含む）について提出のこと。また、補助金交付先となる協議会、実行委員会等の規約及び構成事業者の役割分担表も提出すること。

(6) **その他 :**

様式1に記載された「応募者の資格にかかる関係書類」をご確認の上、納税証明書（国税〈3の3〉・県税・市町村税）、誓約書を提出のこと。

10. 応募締め切り・提案書類提出方法

(1) 応募締め切り

平成28年 7月8日（金）正午必着

※締め切り後の提出は一切認めません。

(2) 提出方法

応募書類は、下記あてに郵送、持参、あるいは電子メールにて提出してください。電子メールで提出する場合、押印のある書類はPDF（カラー）で提出し、後日原本を郵送、もしくは持参してください。直接提出の場合は、必ず事前に連絡、調整の上、持参してください。なお、郵送の場合は、封筒に「沖縄文化活性化・創造発信支援事業 事業計画書在中」と朱書きで記入してください。

提出先

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター6階605
公益財団法人 沖縄県文化振興会 沖縄文化活性化・創造発信支援事業担当
e-mail pdpo@okicul-pr.jp （※電子メールで提出の場合、お電話にて確認してください）
電話098-987-0926

11. 応募後の手続きとスケジュール

(1) 選定

応募のあった提案について、先述の「4. 選定にあたっての評価の観点」により、資格審査、アドバイザーボードによる審査を経て決定します。

(2) 交付決定

選定された企画提案に基づき、事業者が県へ補助金交付申請書を提出後、交付決定通知が送付されます。（平成28年9月上旬を予定。応募数、選定プロセスにより多少前後することがあります。）

(3) 事業評価

補助金交付対象事業者に対しては、文化振興会の支援、助言に従い事業評価システムを導入し、事業内容及び事業者の実施体制に対して、随時、定量的・定性的評価を実施し、文化事業の実施の効果及び団体の課題等の検証も行います。原則、中間報告及び事業終了後に実施する予定です。

12. 実績報告及び補助金の支払い等について

(1) 実績報告の提出

事業終了後、14日以内に下記の書類を県へ提出してください。但し、平成29年2月28日（火）に終了する事業は3月6日（月）までに文化振興会へ提出し、補助金額の確定後に3月13日（月）までに文化振興会から県へ提出します。

- ① 事業実績報告書（写し1部、電子媒体1部）
- ② 収支を明らかにする明細書類、帳簿及び支払済み領収証等の必要書類一式
（書類確認後、原本の他に写し1部をご提出いただきます。）

(2) 補助金の請求及び支払

沖縄県による完了検査合格後、補助金を請求すること。本事業は、原則精算払いとし、支払は本事業終了後となります。

(3) 事業報告会の開催

3月中旬に事業報告会を開催します。報告会は本事業の普及啓発及び情報公開の観点から一般公開で実施することとします。※日時等については、採択事業者に対して後日連絡を行います。

13. その他の留意事項

応募した企画提案が選定された場合においても、企画提案内容のすべての実施を確約するものではなく、県および文化振興会と個別に協議のうえ、事業趣旨に合致しない個別事項については修正する場合があります。よって応募された内容を全て実施することを保証するものではありません。

以 上